市民参画及び協働によるまちづくり条例 改正案

資料 2

【地域自治協議会 役割】

前回(第3回) 事務局 修正案 最終案(法制確認済み) (地域自治協議会の役割) (地域自治協議会の設置) 第8条の2 第8条の2 1 市民は、地域の課題解決を図り、地域一体となって住みよい地域 ■1 市民は、地域の課題解決を図るとともに、地域一体となって住みよ をつくるため、市長の認定を受けて地域自治協議会を設置すること ▋いまちをつくるため、市長の認定を受けて地域自治協議会を設置する ができる。 ことができる。 2 地域自治協議会は、民主的で透明性のある運営を行い、主体的に 2 地域自治協議会は、民主的で透明性のある運営を行い、主体的に地 地域づくりを進めるものとする。 域づくりを行うものとする。 3 前項に定めるもののほか地域自治協議会の組織及び運営に関し必 3 前 2 項に定めるもののほか、地域自治協議会の組織及び運営に関し 要な事項は規則で定める。 必要な事項は、規則で定める。